

児童福祉法に基づくサービス

1 児 童 通 所 支 援

障がい児の日常生活能力向上、居場所づくりの支援を行います。

(1) 児童発達支援

療育を要する未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

※市内で児童発達支援を実施している事業所

◆ さくら園

伊東市玖須美元和田 7 1 6 - 5 0 9 (☎ 3 6 - 2 8 7 5)

◆ 伊豆小室山ひまわり

伊東市川奈 1 2 6 1 - 3 7 (☎ 5 2 - 6 8 2 4)

◆ 児童発達支援センタークローバー

伊東市荻 5 7 8 - 3 (☎ 4 5 - 6 0 1 3)

(2) 放課後等デイサービス

学校に就学する障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇における居場所づくりを行い、学校教育と相まって障がい児の自立を促進します。

※市内で放課後等デイサービスを実施している事業所

◆ 放課後等デイサービスみつばち

伊東市荻 5 7 8 - 3 (☎ 4 5 - 6 0 1 3)

◆ 伊豆小室山ひまわり第1教室

伊東市川奈 1 2 6 1 - 3 7 (☎ 5 2 - 6 8 2 4)

◆ 伊豆小室山ひまわり第2教室

伊東市川奈 1 2 6 1 - 3 7 (☎ 5 2 - 6 8 2 4)

◆ 宇佐美あけぼの園

伊東市宇佐美 1 1 1 6 - 1 7 (☎ 5 5 - 7 7 6 0)

◆ 放課後等デイサービス 伊豆高原BASE

伊東市富戸 9 2 5 - 3 8 (☎ 5 4 - 6 7 6 7)

◆ 伊東もえぎ

伊東市川奈 1 2 6 1 - 1 7 4 (☎ 4 8 - 7 5 4 0)

◆ 放課後等デイサービスぽかぽか伊東

伊東市渚町 3 - 2 0 FTK 田代ビル1階 (☎ 2 9 - 6 3 9 0)

2 児 童 入 所 支 援

障がいのある児童へ入所によりサービスを提供する施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。利用の可否については、児童相談所が調査して判断します。

(1) 福祉型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させ、保護、日常生活の指導や自活に向けた訓練などを行います。

(2) 医療型障害児入所施設

肢体不自由児、重症心身障がい児など医療を必要とする児童を入所させ、疾病の治療や看護などを行います。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎ 3 2 - 1 5 3 2 ・ 1 5 3 3）

◆ 東部児童相談所（☎ 0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 6）